

議案第 22 号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例の制定について

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和6年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例（平成15年野田市条例第78号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（野田市特別会計条例の一部改正）
- 2 野田市特別会計条例（昭和39年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条を削る。
第1条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条の見出し及び条名を削る。
（野田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による改正前の野田市特別会計条例第1条第3号の野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計の令和5年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

提案理由

次木親野井特定土地区画整理事業が完了したことに伴い、同事業の施行に関し必要な事項を定めた条例を廃止しようとするものである。

参考資料

野田都市計画事業次木親野井特定土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例
附則第2項の規定による野田市特別会計条例の一部改正案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市特別会計条例 (昭和39年野田市条例第6号)

改 正 案	現 行
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(削る。)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>(設置)</p> <p><u>第1条</u> 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 野田市次木親野井特定土地区画整理事業特別会計 次木親野井特定土地区画整理事業</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(弾力条項の適用)</p> <p><u>第2条</u> 前条第3号に掲げる特別会計においては、<u>地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができる。</u></p>